

昭和36(1961)年、首都行政制度の構想

1. 基本理念と二種の団体

首都の自治は、機能を異にする二種の地方公共団体をおいて、それぞれ分担処理する。

基礎的地方公共団体の特別市を置く。特別区は、それぞれの区域をもって特別市となり、住民の生活に身近な事務を、その不断の関心のもとにその意思に即応して処理する。

包括的地方公共団体は都とし、特別市を包括し、概ね府県と同様の性格で、府県事務のほか目的的団体として広域事務(大都市としての特殊性により特別市の処理できない事務又は処理することが適当でない事務)、連絡調整事務を併せて処理する。

2. 特別市(特別区を改め)の概要

特別市は、議決機関は市制度の例により、首長は住民の直接選挙による。財源は、法定化し特別市は原則特別市税を徴収し、都が特別市に代わって行う大都市事務の経費にあてるため必要に応じて都税として、都に委譲する。

3. 都と特別市及び特別市相互間の調整

都と特別市及び特別市相互間の連絡調整(事務・財源)を図るために法定機関「都市理事会」(仮称)を置く。